

宮津市公報

令和6年6月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

85 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良脇自治会）	1
86 宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱	1
87 介護保険事業者（第1号通所事業）の廃止	3
88 介護保険事業者（地域密着型通所介護）の廃止	3
89 宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱	3
90 地籍調査の実施	6
91 宮津市議会定例会の招集	6
92 宮津市創業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	6
93 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱	6
94 宮津市福祉バス使用規程の一部を改正する規程	7
95 自治功労者等の表彰	7
96 介護保険事業者（地域密着型通所介護）の指定	8
97 みやづ暮らしナビゲーター設置要綱	8
98 宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱	9

公 告

32 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項	10
33 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項	14
34 公示送達	18
35 条件付一般競争入札の実施	18
36 公示送達	20
37 公示送達	20
38 一般競争入札の実施	20
39 宮津市営住宅入居者の公募	25
40 宮津市営住宅等（その他住宅）入居者の公募	26
41 宮津市営住宅等（その他住宅）入居者の公募	26
42 農用地利用集積計画の縦覧	27
43 経営管理権集積計画の縦覧	27
44 条件付一般競争入札の実施	27
45 公募型プロポーザルの選定	30
46 公示送達	34

教 育 委 員 会

《告 示》

12 宮津市教育委員会定例会の招集	34
13 宮津市部活動検討委員会設置要綱	34

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

7 有権者総数の50分の1の数	35
8 有権者総数の3分の1の数	35
9 有権者総数の6分の1の数	36
10 選挙人名簿の登録	36

—— 農 業 委 員 会 ——

《 告 示 》

5 宮津市農業委員会定例総会の招集	36
-------------------------	----

告 示

宮津市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月13日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 縞 田 一 則
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第86号

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月13日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱
宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱（平成27年告示第124号）
の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（給付金の種類）

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- （1）受講開始時給付金（支給対象者（次条に規定する支給対象者をいう。次号において同じ。）が対象講座（第4条に規定する対象講座をいう。次号において同じ。）の受講を開始した場合に支給する給付金をいう。）
- （2）受講修了時給付金（支給対象者が対象講座の受講を修了した場合に支給する給付金をいう。）
- （3）合格時給付金（受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金をいう。）

第3条第1号に次のただし書を加える。

ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。

第5条を次のように改める。

（支給額等）

第5条 対象講座が通学を要しない場合の給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1）受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用（以下「受講開始経費」という。）の額に10分の4を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。ただし、当該額が10万円を超えるときは10万円とし、4千円を超えないときは支給しない。
- （2）受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（以下「受講経費」という。）の額に10分の5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額（受講開始時給付金と受講修了

時給付金の支給額の合計額が12万5千円を超えるときは12万5千円とし、4千円を超えないときは支給しない。）

- (3) 合格時給付金 受講経費の額に10分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額が15万円を超えるときは、15万円とする。

2 対象講座が通学を要する場合の給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始時給付金 受講開始経費の額に10分の4を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。ただし、当該額が20万円を超えるときは20万円とし、4千円を超えないときは支給しない。

- (2) 受講修了時給付金 受講経費の額に10分の5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額（受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計額が25万円を超えるときは25万円とし、4千円を超えないときは支給しない。）

- (3) 合格時給付金 受講経費の額に10分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額が30万円を超えるときは、30万円とする。

3 受講開始経費及び受講経費の対象となる費用は、市長が別に定める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第1項第1号中「及び世帯全員の住民票の写し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し

第8条第2項中「講座指定の適否を決定するとともに申請者に通知」を「対象講座の指定の可否を決定」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による対象講座の指定を行った場合には、遅滞なく、宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金対象講座指定通知書（以下「対象講座指定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

第8条を第7条とする。

第9条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第2号ア中「及び世帯全員の住民票の写し」を「又は抄本」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、同号ウ中「講座指定の決定に係る通知書」を「対象講座指定通知書」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように定める。

- イ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し

第9条第1項中第2号を第3号とし、同項第1号ア中「及び世帯全員の住民票の写し」を「又は抄本」に改め、同号中カをキとし、同号オ中「対象講座の受講費用の領収書の写し」を「受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、同号ウ中「講座指定の決定に係る通知書」を「対象講座指定通知書」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 申請者の属する世帯税全員の住民票の写し

第9条第1項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 受講開始時給付金

- ア 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本

- イ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し

- ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年の所得の額等についての市区町村長の証明書

- エ 対象講座指定通知書

オ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

カ その他市長が必要と認める書類

第9条第2項中「支給申請は」の次に「、受講開始時給付金にあつては受講開始日から起算して30日以内に」を加え、「、受講修了日」を「受講修了日」に、「、文部科学省」を「文部科学省」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1事業を行う事業者から、事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 事業者の名称 有限会社メディカルケアタカオカ
- 2 介護保険事業所番号 2672000300
- 3 事業所の名称 あるけるデイ・ユメライフ
- 4 事業所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字男山217-1-3
- 5 廃止年月日 令和6年5月31日
- 6 サービス事業の種類 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

* * *

宮津市告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者から、事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 介護保険事業所番号 2692000082
- 2 事業所の名称 あるけるデイ・ユメライフ
- 3 事業所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字男山217-1-3
- 4 申請者の名称 有限会社メディカルケアタカオカ
- 5 主たる事務所の所在地 京都市伏見区深草直達橋七丁目266番地1
- 6 代表者の氏名 高 岡 敬 一
- 7 代表者の住所 京都市伏見区深草七瀬川町869
- 8 廃止年月日 令和6年5月31日
- 9 サービス事業の種類 地域密着型通所介護

* * *

宮津市告示第89号

宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、地域経済及びまちづくり活動の活性化を推進するため、自らの意欲的かつ創造的な活動をする者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、ふるさと納税型クラウドファンディングにより資金調達した寄附金を活用し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税型クラウドファンディング ふるさと納税制度（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。）を活用し、事業を実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて広く不特定多数の人から集める資金調達の仕組みをいう。
- (2) 返礼品等 地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する返礼品等であって、本市が認定するものをいう。
- (3) 寄附額 ふるさと納税型クラウドファンディングによる寄附金の額の合計額をいう。
- (4) 目標額 寄附額の目標額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 寄附額が目標額に達した当該事業を実施する者（別表の1の項に規定する事業に係る第5条の活用事業計画において、寄附額が目標額に達しないときにおいても、当該事業を必ず実施する意思を示す者を除く。）
- (2) 次に掲げる者のいずれにも該当しない者
 - ア 市税（地方税法第5条に規定する税をいう。）を滞納している者
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
 - ウ 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ 宗教上の組織又は団体
 - オ 政治団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業計画の承認)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業計画（以下「活用事業計画」という。）を策定し、宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業計画承認申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、活用事業計画の承認の可否を決定し、当該申請者に宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金承認（非承認）通知書により通知するものとする。

(交付申請)

第6条 前条第2項の承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ない。

(事業成果の報告)

第 9 条 補助事業者は、当該事業の翌年度から 3 年間は、補助金の交付を受けた事業の実施状況を市長に定期的に報告しなければならない。ただし、別表の 3 の項に規定する事業については、この限りでない。

(書類及び帳簿の保存)

第 10 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿、証憑等を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を当該事業完了の翌年度から 5 年度間保存しなければならない。

(処分の制限)

第 11 条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合又は補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業計画承認申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1 ふるさと 納税返礼品 開発事業	市内に事業所等を有し、又は開業を予定する者で、補助金の交付決定の日から 3 年以上継続して当該事業を行う意思を有する者が返礼品等を創出する事業 (補助対象経費の合計額が 40 万円以上の事業に限る。)	物品機器等備品 (単価 3 万円を超えるものに限る。) の購入、店舗等の改修等に係る経費、外部専門家への報酬及び旅費、広告宣伝に係る経費その他市長が必要と認める経費	寄附額に 10 分の 4 を乗じて得た額 (当該額に 1 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) とし、補助対象経費の合計額を限度とする。
2 事業者支援事業	市内に事業所等を有し、又は開業を予定する者で、補助金の交付決定の日から 3 年以上継続して当該事業を行う意思を有する者が市内において創業、第二創業、起業、事業転換、事業承継等を行う事業 (補助対象経費の合計額が 70 万円以上の事業に限る。)	物品機器等備品 (単価 3 万円を超えるものに限る。) の購入、店舗等の改修等に係る経費、外部専門家への報酬及び旅費、広告宣伝に係る経費、返礼品等に係る経費その他市長が必要と認める経費	寄附額に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該額に 1 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) とし、補助対象経費の合計額を限度とする。
3 まちづ	市内に活動拠点を有する団体	物品機器等備品 (単価 3 万円	寄附額に 10 分の 7 を乗

くり事業	又は個人事業者が行う本市の知名度の向上や地域活性化に資する事業（補助対象経費の合計額が70万円以上の事業に限る。）	を超えるものに限る。）の購入、外部専門家への報酬及び旅費、広告宣伝に係る経費、返礼品等に係る経費その他市長が必要と認める経費	じて得た額（当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補助対象経費の合計額を限度とする。
------	---	--	--

備考

- 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含めないものとする。ただし、3の項に規定する事業については、この限りではない。
- 2 補助対象経費は、市長が別に定める期間内に発注又は契約を行い、納品、支払の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。
- 3 同一の補助対象者による事業区分を重複する同一年度内の補助対象事業は、補助対象としない。

* * *

宮津市告示第90号

令和6年度において、下記のとおり国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定により告示する。

令和6年5月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 事業計画が定められた年月日 令和6年5月15日
- 2 調査を実施する者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字由良の一部
- 4 調査期間 令和7年3月31日まで

* * *

宮津市告示第91号

令和6年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和6年5月29日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第92号

宮津市創業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市創業等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市創業等支援事業補助金交付要綱（令和3年告示第99号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「150万円」を「100万円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第93号

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱（令和 5 年告示第93号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市事業者D X対応支援補助金交付要綱

第 1 条中「原油価格及び物価の高騰等の影響により厳しい経営状況にある中小企業者等の事業継続と経営改善」を「時代に応じた投資や経営改革を推進し、もって市内の商工業の推進」に、「経営効率化に資する取組」を「D X化及びデジタル化対応等」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条中「宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付申請書」を「宮津市事業者D X対応支援補助金交付申請書」に、「令和 6 年 1 月31日」を「別に定める期日」に改める。

第 8 条中「宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付申請書」を「宮津市事業者D X対応支援補助金交付申請書」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
D X化対応に係る事業	デジタル技術の導入等による生産性向上の取組に係る経費であって市長が認める経費	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第94号

宮津市福祉バス使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市福祉バス使用規程の一部を改正する規程

宮津市福祉バス使用規程（昭和53年告示第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「福祉」を「住民活動用」に改める。

第 1 条中「福祉バス」を「住民活動用バス」に改める。

第 2 条中「福祉バスを」を「住民活動用バスを」に、「使用日の14日前までに宮津市福祉バス使用申請書」を「原則として使用日の 3 月前から14日前までの間に、宮津市住民活動用バス使用許可申請書」に改める。

第 3 条中「宮津市福祉バス使用許可書」を「宮津市住民活動用バス使用許可書」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第95号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第 2 号）第 1 条の規定により自治功労者及び篤志家として次の者を表彰したので、同条例第 2 条の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

自治功労者 功 績

天野 育子	公平委員会委員
泉 和美	人権擁護委員
藤田 徳朗	財産区管理会委員
宮崎 義浩	市議会議員、消防団幹部
山下 祐次	財産区管理会委員
山根 行雄	学校医
篤志家	
四方 祥樹	金員の寄附

* * *

宮津市告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 介護保険事業所番号 2692000140
- 2 事業所の名称 Life care かすみ
- 3 事業所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字男山217-1-3
- 4 事業者の名称 next care 株式会社 代表取締役 岡 真矢
- 5 主たる事務所の所在地 京都府与謝郡伊根町大原494番地
- 6 指 定 年 月 日 令和6年6月1日
- 7 サービス事業の種類 地域密着型通所介護

* * *

宮津市告示第97号

みやづ暮らしナビゲーター設置要綱を次のように定める。

令和6年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

みやづ暮らしナビゲーター設置要綱 (設置)

第1条 本市への移住希望者の受入に際し、本市での暮らしに関する情報提供、地域の案内等を行うことより、本市への移住定住の促進及び地域の活性化を図るため、みやづ暮らしナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 ナビゲーターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会、地域の生活習慣・行事、地域資源等の情報の収集及び移住希望者への提供
- (2) 移住希望者の問合せに対する助言及び現地案内並びに移住後の相談
- (3) 空き家バンク制度を活用した移住希望者との面談
- (4) 地域の空家等の情報の収集及び移住希望者への提供
- (5) 地域の仕事に関する移住希望者への情報の提供
- (6) 市等が実施する関係人口の創出又は移住に関するツアー等の企画又は立案への協力
- (7) 関係機関等が実施する移住及び定住の推進に係る研修又は会議への参加
- (8) その他移住及び定住の推進に関し市長が特に必要と認める取組

2 ナビゲーターの活動は、原則として市内での活動に限る。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(委嘱)

第3条 市長は、地域の役員に対し、ナビゲーターとして適当と認められる者の推薦を依頼することができる。

2 市長は、前項の規定による推薦があった場合は、その内容を審査し、移住及び定住の促進に関する識見及び経験等からナビゲーターとして適当と認めるときは、本人の了承を得て当該者をナビゲーターとして委嘱するものとする。

3 ナビゲーターの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、ナビゲーターとしてふさわしくないと認めるときは、当該ナビゲーターを解嘱することができる。

(氏名、住所等の変更の届出)

第4条 ナビゲーターは、氏名、住所等に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(会議)

第5条 市長は、ナビゲーターの活動に関し必要があると認めるときは、ナビゲーター連絡会議を開催することができる。

(守秘義務)

第6条 ナビゲーターは、次に掲げる事項を順守しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

(1) 活動上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らし、又は盗用しないこと。

(2) 活動上知り得た個人情報を自己の利益又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(3) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(4) 個人情報を毀損及び滅失することのないように適正に管理すること。

(5) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(6) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(市の役割)

第7条 市は、ナビゲーターが円滑に活動できるように次に掲げる事項を行うものとする。

(1) ナビゲーターの活動内容等の周知及び関係者との調整

(2) ナビゲーターが収集した情報の集約及び効果的な発信

(3) 市関係部署との連携及び協力体制の整備

(4) ナビゲーター連絡会議の開催

(5) 移住定住の推進に係る研修又は会議の案内

(6) 前5号に掲げるもののほか、ナビゲーターの円滑な活動に必要な事項

(庶務)

第8条 ナビゲーターに関する庶務は、移住定住担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ナビゲーターの推薦書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第98号

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市多子世帯子育て支援給付金支給要綱（令和5年告示第105号）の一部を次のように改正

する。

第3条中「令和5年12月31日」を「令和6年8月31日」に改める。

第4条第1項中「令和5年6月分から令和6年1月分」を「令和6年2月分から令和6年9月分」に改め、同条第2項中「令和5年6月1日」を「令和6年2月1日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に出生した対象児童の給付金は、令和6年2月分及び令和6年3月分とする。

第5条第1項中「令和6年3月15日」を「令和6年12月20日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第32号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

令和6年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和6年5月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 試験区分、受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般事務職 (行政)	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和7年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
土木技術職	次のいずれかに該当する方 ① 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和7年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 ② 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方で、民間企業等で土木関係の設計業務、施工管理等の業務の職務経験がある方 ^{*3}
電気技術職	次のいずれかに該当する方 ① 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（電気）課程を修得し卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和7年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 ② 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方で、民間企業等で電気関係業務の職務経験がある方 ^{*3}
建築技術職	次のいずれかに該当する方 ① 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は令和7年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和7年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 ② 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の

	学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方で、民間企業等で建築関係業務の職務経験がある方※ ³
保健師	昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和 7 年 3 月末日までに同免許の取得見込みの方※ ² を含む。）
司書 （図書館司書）	昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、司書資格を有する方（令和 7 年 3 月末日までに同資格の取得見込みの方※ ² を含む。）

■ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 1 卒業見込みで受験した方が、令和 7 年 3 月末日までに卒業できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 2 資格又は免許を取得見込みで受験した方が、令和 7 年 3 月末日までに同資格又は同免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 3 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1 週間の勤務時間数が 29 時間以上）で就業していた期間が該当します。

（2）採用予定者数

試験区分	採用予定者数
一般事務職（行政）	若干名
土木技術職	若干名
電気技術職	1 名
建築技術職	1 名
保 健 師	若干名
司書（図書館司書）	1 名

2 試験の日時及び場所

区 分	試験日時等	試験会場等
第 1 次試験	令和 6 年 6 月 3 0 日（日） 午前 9 時 0 0 分開始【時間厳守】 （午前 8 時 5 0 分集合）	宮津市福祉・教育総合プラザ （宮津シーサイドマートミッブル内）
第 2 次試験	令和 6 年 7 月 2 5 日（木） ～ 7 月 2 6 日（金） ※時間は第 1 次試験合格者に別途通知します	※Web 面接のため、ご自宅等、面接 受験に適した環境下で受験してく ださい
第 3 次試験	令和 6 年 8 月 1 0 日（土） ※時間は第 2 次試験合格者に別途通知します	宮津市役所

※ 受験人数の状況により、会場等を変更する可能性があります。

※ 第 2 次試験以降の試験日時等は予定です。変更になる場合、及び詳細な試験日時等については、各試験合格者に対し、パブリックコネクトサイトよりメールで通知します。

3 試験方法及び内容

（1）第 1 次試験

○試験科目・試験方法・内容

基礎試験 （いずれかの試験を選択）	【一般教養試験】 マークシート方式・出題数 4 0 題・試験時間 2 時間 （出題分野等） 時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（13 題） 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（27 題）
	【SPI 試験】 マークシート方式・試験時間 1 時間 5 0 分 言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力の測定等
作 文	与えられたテーマに沿ってあなたの考えを記載していただきます。

	試験時間30分
提出書類	自己アピールシート※後述（様式指定）に記入の上、第1次試験当日に1部持参

(2) 第2次試験

Web面接（Zoom使用）

(3) 第3次試験

個別面接（最終面接）

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次試験合格発表	7月12日（金）	いずれの試験においても以下の方法によりお知らせします。 ①宮津市役所の掲示板に掲示 ②宮津市ホームページで掲載 ③パブリックコネクトサイトよりメールで通知 ※③については各試験合格者のみ
第2次試験合格発表	8月2日（金）	
最終合格発表	8月21日（水）	

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、令和8年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和7年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和6年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

申込方法	1. 次頁に記載の受付期間内に、下記の専用サイト（パブリックコネクト）へアクセスし、会員登録を行ってください。 パブリックコネクト登録用 URL：https://public-connect.jp/employer/1388/job/list 2. マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリー ①マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴・自己PR等を登録。 ※自己PRと学校の学部名欄は任意になっていますが、受験資格の確認等に必要となるため、必ず入力してください。 ②プロフィール編集後、受験する職種区分のページへ進み、エントリー。 ③顔写真データ（直近6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きで本人と確認できるもの）をタテ表示となるようにアップロードしてください。（縦：横＝4：3） ④以下の書類等をアップロードしてください。 【全ての職種】 ・最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ・最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書もアップロードしてください。 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書をアップロードしてください。 【保健師、司書（図書館司書）】 ・資格証又は免許状 ※取得見込みで受験される方は申込時には不要です。（後日提出必要） ⑤試験当日に何らかの配慮を必要とする人は、必ず該当箇所にご入力ください。 ⑥申込みは1回のみで、1つの職種に限ります。重複申込の場合は、最初に入力した内容が受験申込となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか送信前に必ず確認してください。
------	---

	⑦申込送信後、「受験票」の印刷が可能となります。ご自身で印刷（白黒可）していただき、第1次試験の際に忘れずに持参してください。 ⑧「自己アピールシート」については、求人情報ページから印刷していただき、全て記入のうえ、第1次試験の際に提出してください。（なお、申込受付後、メールでもご案内します。）
注意事項	①「@public-connect.jp」及び「@city.miyazu.kyoto.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。 ②携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線上の障害等により、宮津市などからのメールが受信できず、申し込みできない場合があります。これらの場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。 ③受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。 次の場合は、受付できません。 注意 ・入力漏れ（自己PR、学部名、職歴等）がある。 ・必要事項の記載がない。 ・必要書類等がアップロードされていない。 ・受験資格に該当していない。 ・インターネット以外での申込み。

- 宮津市ホームページの職員採用ページにパブリックコネクトサイトへのリンク URL を掲載していますので、そちらからもアクセスできます。

（ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/saiyo/22039.html>）

8 受験申込みの受付期間

令和6年5月8日(水)から令和6年6月10日(月)まで

※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、必ずエントリーページ内の該当箇所に内容等を記入してください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能ですが、この場合においても、エントリーページ内の該当箇所に記入してください。

9 給与等

（令和6年4月1日現在）

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	196,200 円	179,100 円	166,600 円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び 総合得点	各合格発表の 日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部 総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除
第2次試験		総合順位		

第 3 次試験				く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
---------	--	--	--	-------------------------------

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館 3 階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の 1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線 231・232

【参 考】

地方公務員法第 16 条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* * *

宮津市公告第 33 号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

令和 6 年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和 6 年 5 月 7 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 試験区分、受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般事務職 (文化財保護・ 遺跡発掘業務)	次のいずれにも該当する方 ① 昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法による大学又は大学院(各同程度と認めるものを含む。)において専門(考古学又は歴史学等)課程を修得し卒業(修了)した方又は令和 7 年 3 月末日までに卒業(修了)見込みの方※ ¹ ② 博物館法に規定する学芸員となる資格を有する方(令和 7 年 3 月末日までに同資格の取得見込みの方※ ² を含む。) ③ 発掘調査の経験を有する方

■ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 1 卒業見込みで受験した方が、令和 7 年 3 月末日までに卒業できなかった場合は、採用される資格を失います。(大学院修了見込みの方は除きます。)

※ 2 資格を取得見込みで受験した方が、令和 7 年 3 月末日までに同資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 3 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁等において常勤(1 週間の勤務時間数が 29 時間以上)で就業していた期間が該当します。

(2) 採用予定者数

試験区分	採用予定者数
一般事務職(文化財保護・遺跡発掘業務)	1 名

2 試験の日時及び場所

区 分	試験日時等	試験会場等
第 1 次試験	令和 6 年 6 月 3 0 日(日) 午前 9 時 0 0 分開始【時間厳守】 (午前 8 時 5 0 分集合) ※午後から実技試験を実施します。	宮津市福祉・教育総合プラザ (宮津シーサイドマートミッブル内)
第 2 次試験	令和 6 年 7 月 2 5 日(木)	※Web 面接のため、ご自宅等、面

	～ 7月26日(金) ※時間は第1次試験合格者に別途通知します	接受験に適した環境下で受験してください
第3次試験	令和6年8月10日(土) ※時間は第2次試験合格者に別途通知します	宮津市役所

※ 受験人数の状況により、会場等を変更する可能性があります。

※ 第2次試験以降の試験日時等は予定です。変更になる場合、及び詳細な試験日時等については、各試験合格者に対し、パブリックコネクトサイトよりメールで通知します。

3 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

○試験科目・試験方法・内容

基礎試験 (いずれかの試験を選択)	【一般教養試験】 マークシート方式・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野等) 時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題(13題) 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題(27題)
	【SPI試験】 マークシート方式・試験時間1時間50分 言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力の測定等
作文	与えられたテーマに沿ってあなたの考えを記載していただきます。 試験時間30分
提出書類	自己アピールシート ^{※後述} (様式指定)に記入の上、第1次試験当日に1部持参
実技試験	発掘調査出土遺物(土器)の実測図作成実技・試験時間50分 ※午後1時から実技試験を実施しますので、昼食をご持参ください。

(2) 第2次試験

Web面接(Zoom使用)

(3) 第3次試験

個別面接(最終面接)

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次試験合格発表	7月12日(金)	いずれの試験においても以下の方法によりお知らせします。 ①宮津市役所の掲示板に掲示 ②宮津市ホームページで掲載 ③パブリックコネクトサイトよりメールで通知 ※③については各試験合格者のみ
第2次試験合格発表	8月 2日(金)	
最 終 合 格 発 表	8月21日(水)	

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、令和8年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和7年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和6年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

申込方法

1. 次頁に記載の受付期間内に、下記の専用サイト（パブリックコネクト）へアクセスし、会員登録を行ってください。
パブリックコネクト登録用 URL :
<https://public-connect.jp/employer/1388/job/list>
2. マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリー
 - ①マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴・自己PR等を登録。
※自己PRと学校の学部名欄は任意になっていますが、受験資格の確認等に必要なため、必ず入力してください。
 - ②プロフィール編集後、受験する職種区分のページへ進み、エントリー。
 - ③顔写真データ（直近6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きで本人と確認できるもの）をタテ表示となるようにアップロードしてください。（縦：横＝4：3）
 - ④以下の書類等をアップロードしてください。
【全ての職種】
 - ・最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書
 - ・最終学年までの成績証明書
 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書もアップロードしてください。
 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書をアップロードしてください。
【保健師、司書（図書館司書）】
 - ・資格証又は免許状
 ※取得見込みで受験される方は申込時には不要です。（後日提出必要）
 - ⑤試験当日に何らかの配慮を必要とする人は、必ず該当箇所にご入力ください。
 - ⑥申込みは1回のみで、1つの職種に限ります。重複申込の場合は、最初に入力した内容が受験申込となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか送信前に必ず確認してください。
 - ⑦申込送信後、「受験票」の印刷が可能となります。ご自身で印刷（白黒可）していただき、第1次試験の際に忘れずに持参してください。
 - ⑧「自己アピールシート」については、求人情報ページから印刷していただき、全て記入のうえ、第1次試験の際に提出してください。（なお、申込受付後、メールでもご案内します。）

注意事項

- ①「@public-connect.jp」及び「@city.miyazu.kyoto.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ②携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線上の障害等により、宮津市などからのメールが受信できず、申し込みできない場合があります。これらの場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- ③受付開始時間から受付終了時間までは、24 時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。

注意

次の場合は、受付できません。

- ・入力漏れ（自己PR、学部名、職歴等）がある。
- ・必要事項の記載がない。
- ・必要書類等がアップロードされていない。
- ・受験資格に該当していない。
- ・インターネット以外での申込み。

- 宮津市ホームページの職員採用ページにパブリックコネクトサイトへのリンク URL を掲載していますので、そちらからもアクセスできます。

（ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/saiyo/22039.html>）

8 受験申込みの受付期間

令和 6 年 5 月 8 日(水)から令和 6 年 6 月 10 日(月)まで

※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、必ずエントリーページ内の該当箇所に内容等を記入してください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能ですが、この場合においても、エントリーページ内の該当箇所に記入してください。

9 給与等

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	196,200 円	179,100 円	166,600 円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第 1 次試験	不合格者	総合順位 及び 総合得点	各合格発表の 日から 2 週間	宮津市役所本館 3 階（総務 部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日 を除く、午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分まで）
第 2 次試験		総合順位		
第 3 次試験				

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館 3 階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の 1 直通番号 (0772) 45-1603

代表番号 (0772) 22-2121 内線 231・232

【参 考】

地方公務員法第 16 条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* * *

宮津市公告第34号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 5 月 14 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第35号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市住民活動用バス運行及び車両管理業務について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 13 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 宮津市住民活動用バス運行及び車両管理業務
- (2) 業務内容 別紙「宮津市住民活動用バス運行及び車両管理業務仕様書」のとお
- (3) 契約期間 令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行場所 運行計画による。詳細は別紙「宮津市住民活動用バス運行及び車両管理業務仕様書」のとお

2 契約条項を示す場所等

担当部署 宮津市企画財政部財政課資産活用係

宮津市役所別館 1 階

郵便番号 626-8501

所 在 地 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1

電話番号 0772-45-1611

ファックス番号 0772-25-1691

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
 - (3) 宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
 - (4) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
 - (5) 直近 5 年間に於いて、一定期間以上（1 契約の委託期間が 6 か月以上）のバス運行業務に係る実績を有している者であること。
 - (6) 京都府内中丹以北に本店、支店又は営業所を置く者であること。
- 4 入札参加資格の確認の手続き等
- 入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならないものとする。なお、期限までに申請書を提出しない者、入札参加資格がないと認められる者は、本入札に参加できないものとする。
- (1) 申請書の提出期限等
- ア 提出期限 令和 6 年 5 月 22 日（水）午後 5 時まで（ただし、郵送の場合は同日午後 4 時までに必着とする。）
 - イ 提出場所 〒626-8501 宮津市宇柳縄手 345 番地の 1
宮津市企画財政部財政課資産活用係（別館 1 階）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送
- (2) 入札参加資格の確認結果の通知
- 参加資格の確認の結果については、令和 6 年 5 月 24 日（金）に郵送します。
- 5 仕様書等に係る質問の受付及び回答
- (1) 受付期間 令和 6 年 5 月 20 日（月）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 メール又はファックス
E-mail: zaisei@city.miyazu.kyoto.jp
FAX : 0772-25-1691
- (3) 回 答 令和 6 年 5 月 22 日（水）午後 5 時までに、宮津市のホームページに公開します。
- 6 入札日時等
- (1) 入札日時 令和 6 年 5 月 28 日（火）午前 10 時
- (2) 入札場所 宮津市役所 第 2 会議室（本館南棟 1 階）
- (3) 持参するもの
- ア 入札書
 - イ 印鑑
- 法人の場合は代表者印、代理人が入札する場合は委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印
- ウ 委任状（代理人が入札する場合のみ）
- 7 入札の手続き等
- (1) 入札の執行回数は、3 回までとする。
- (2) 入札書に記載する金額
- 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。
- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
この場合、入札者は、くじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

免除する。

11 契約手続

落札者は、落札の決定の日の翌日から3日以内に、宮津市企画財政部財政課資産活用係において、契約を締結するものとする。

12 入札に関する問合せ

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の 1

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

* * *

宮津市公告第36号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年5月14日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第37号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年5月14日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第 38 号

市有地（須津）売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和6年5月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

所在	地番	種類	面積
----	----	----	----

宮津市字須津小字赤道	1834 番 5	宅地	907.12 m ²
------------	----------	----	-----------------------

(2) 予定価格 6,255,000 円

(3) 売払に関する条件等

ア 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを売り払い、所有権移転時に現状有姿での引渡しとします。

イ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査してください。

ウ 別紙「物件調書」をよく確認してください。

2 売却物件の用途指定

契約締結日から起算して3年以内に、居住用途に供することとし、10年間はこれを変更してはならない（買戻し特約の設定）。ただし、建物貸付及び宅地分譲を目的とする場合は、居住用途に供することを条件に、入居者及び買受人の募集開始を3年以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件

次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者

イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者

オ 正当な理由がなく、宮津市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。

(6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

(7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納していない者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

4 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

(1) 受付期間 令和6年6月27日（木）から令和6年7月4日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（入札参加証）※受付印が押印されたものを入札参加証とします。

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送してください（受付期間内に宮津市建設部都

市住宅課建築住宅係要必着)。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができません。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 7 月 10 日 (水) 午前 11 時

受付を午前 10 時 30 分から午前 10 時 50 分までに行ってください。

- (2) 場所 宮津市役所 本館南棟 1 階 第 2 会議室

6 入札保証金

- (1) 入札保証金は、市の発行する納入通知書により、入札金の 100 分の 5 以上の額 (円未満切上げ) を入札までに納入してください。

- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。

- (3) 落札者は、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

- (4) 落札者が本契約を締結しないとき (落札後、本実施要項「2 入札参加資格要件」中各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。) は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により、入札保証金は市に帰属し、返還しません。

- (5) 入札保証金には、利子は付与しません。

7 入札日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書 (入札参加証) ※受付印があるもの

- (2) 入札保証金 (入札金額の 100 分の 5 以上の額 (円未満切上げ)) 領収書

- (3) 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印している印鑑を使用してください。

- (4) 委任状 (代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印してください。

入札申込者本人の印鑑登録証明書 (本入札日前 3 か月以内に発行されたもの) を添付してください。

- (5) 筆記用具 (黒の万年筆又はボールペン)

8 入札の方法

- (1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者 (以下「入札者」という。) のみによって行います。

- (2) 入札の受付は、午前 10 時 30 分から午前 10 時 50 分までとします。

- (3) 入札会場に入室できる者は、2 名までとします。

- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければなりません。

- (5) 入札書は、市指定の入札用紙を使用してください。

- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名 (代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名) を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑 (委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの) を必ず押印してください。

- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。

- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。

- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。(特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とします。)

- (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出してください。

9 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者としします。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

11 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとします。

12 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
- ウ 所定の入札書によらない入札
- エ 入札保証金を預けていない者の入札
- オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- カ 予定価格を下回る額の入札
- キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- セ 本入札実施要項に違反した入札

13 契約の締結

- (1) 市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市建設部都市住宅課建築住宅係において、別紙「土地売買契約書(案)」により契約を締結します。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の契約締結後、市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とします。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに市に納付しなければなりません。なお、この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

14 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とします。
- (2) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還します（売買代金の一部に充当することができます。）。)
- (3) 落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しないものとします。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しません。

15 所有権の移転時期

- (1) 売払物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとし、登記原因日は、契約締結日と

します。

(2) 売払物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとします。

(3) 前号の所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担とします。

16 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、市は更にその超える額相当分の請求をすることがあります。

17 危険負担

この契約の締結の日から売払物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない事由により、売払物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

18 契約不適合責任

(1) この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(2) 買受者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、前号の規定にかかわらず、買受人は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。ただし、予定価格から地盤補強費相当額を控除しているため、地盤補強に関して、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

19 契約上の特約

(1) 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸してはいけません。

(2) 落札者は、売払物件を第三者に所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。

20 違約金

落札者は、本実施要項 18 に定める義務に違反したときは、売買代金の 100 分の 30 の額を市に支払わなければなりません。

21 権利義務譲渡の禁止

落札者は、売払物件の所有権移転登記前に、売払物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

22 公租公課等

売払物件の売買契約作成に要する印紙税、売払物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とします。

23 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び売払物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

24 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによります。

25 日程

募集要項の配布	令和6年5月20日（月）～令和6年7月4日（木）
現地見学	令和6年6月7日（金）～6月14日（金）
申込書類の受付期間	令和6年6月27日（木）～令和6年7月4日（木）
入札実施	令和6年7月10日（水）
土地売買契約の締結	令和6年7月中旬～令和6年7月下旬
土地売買代金納入	令和6年8月上旬～令和6年8月中旬
土地所有権移転等登記	令和6年9月上旬～令和6年9月中旬

26 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345-1
 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係
 電話 0772-45-1631

* * *

宮津市公告第39号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和6年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家 賃 （円）	戸 数	規 格
タヶ丘	宮津市字須津	23,600～46,300	1	2DK
		28,300～55,500	1	3DK
東波路	宮津市字波路	21,700～42,600	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	21,200～41,700	1	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,300	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年6月3日（月）から令和6年6月17日（月）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽選により決定します。

6 入居時期 令和6年8月下旬

* * *

宮津市公告第40号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和6年5月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	A棟 B棟	50,000 円	2	1LDK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年6月3日（月）から令和6年6月25日（火）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

7 入居時期 令和6年7月下旬

* * *

宮津市公告第41号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和6年5月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
宮村	宮津市字宮村	40,000	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟 3 階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館 1 階）に備付けの「宮村団地（その他住宅）入居者募集案内書」に添付の「宮村団地入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

(1) 期 間 令和 6 年 6 月 3 日（月）から令和 6 年 6 月 25 日（火）まで

(2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

6 入居時期 令和 6 年 7 月下旬

＊ ＊ ＊

宮津市公告第42号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度農用地利用集積計画（令和6年5月17日付け宮農委第11号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和 6 年 5 月 20 日

至 令和 6 年 6 月 6 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

＊ ＊ ＊

宮津市公告第43号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年5月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）、宮津市ホームページ

3 本公告により、宮津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

＊ ＊ ＊

宮津市公告第 44 号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市議事録作成支援システム導入及び運用支援業務の請負契約について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）第 104 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

本入札は、郵便入札によって実施する。

1 入札に付する事項

(1) 業務名 宮津市議事録作成支援システム導入及び運用支援業務

- (2) 業務の仕様等 別添「宮津市議事録作成支援システム導入及び運用支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 履行期間

- ① 導入業務：契約日から令和6年7月31日まで
② 保守・運用支援業務：令和6年8月1日から令和11年7月31日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部総務課 (情報推進係)
宮津市役所本館3階
郵便番号 626-8501
所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
電話番号 0772-45-1602
FAX番号 0772-25-1691
E-mail soumu@city.miyazu.kyoto.jp

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、かつ、下記6の入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、国又は地方公共団体の入札参加資格の停止(以下「入札資格停止」という。)の期間中でない者であること。
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
(4) 参加者又は参加者の役員等(役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。)が、宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
(5) 業務を実施するに当たり、地方自治体が発注する議事録作成支援システム導入及び運用支援の受託実績があること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
(2) 申告書(様式2)
(3) 添付資料
ア 登記事項証明書(履歴事項証明書) 発行後3か月以内のもの(写し可)
イ 市区町村納税証明書(滞納のないことの証明書) 発行後3か月以内のもの(写し可)(本
社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの)
ウ 誓約書

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
令和6年5月27日(月)から令和6年6月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
(2) 仕様書等の閲覧期間
令和6年5月27日(月)から令和6年6月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
閲覧場所 2に示す担当部署に同じ

※仕様書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和6年5月27日(月)から令和6年6月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、提出方法は郵送とし、令和6年6月14日(金)の午後4時までに2に示す担当部署へ必着とすること。

(4) 質問の受付

仕様書等に関する質問

令和6年6月14日(金)まで

ただし、郵送の場合は令和6年6月14日(金)の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

仕様書等に関する回答

令和6年6月19日(水)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書とその内訳を記載した内訳書を2に示す担当部署へ提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

イ 入札書を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)を記載して、封印するものとする。

ウ 入札書を封印した封筒は、送付用の封筒に入れて、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便で送付するものとする。宛名は2に示す担当部署とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日並びに入札参加者の住所、名称及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)を記載するものとする。

(7) 入札書の提出期限

令和6年6月24日(月)の午後4時までに必着とする。

(8) 入札日及び場所

令和6年6月25日(火) 午前10時

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、郵便入札によって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知する。

(3) 入札金額は「円止め」とする。

(4) 入札書には、下記のとおり記載するものとする。

①導入業務：導入に係る費用総額(税抜き)を記載する

②保守・運用支援業務：期間における総額及び総額を60で除した額(月額)を記載すること。

③小計欄：導入業務の総額及び保守・運用支援業務の期間における総額の合計額

④従量単価欄：定額利用上限を超過した場合の従量課金1分当たりの単価を記載するものとする

⑤従量単価小計欄：④に1月あたり想定超過時間（60分）を乗じた額の期間における総額

⑥合計欄：③小計欄と⑤従量単価小計欄の合計額

（5）次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。

キ 持参、普通郵便等の5の（6）に示す提出方法によらない方法で入札書が提出されたとき。

ク その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金については免除とする。

11 その他

その他については、宮津市財務規則、「宮津市郵便入札実施要領」及び「郵便入札に関する注意事項」の規定に示すとおりとする。

— * * * —

宮津市公告第45号

宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託受託者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告する。

令和6年5月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 業務の目的

日本三景「天橋立」に象徴される豊かな自然と優れた歴史、文化に恵まれた宮津市において、地域に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、地域経済の活性化や地域の豊かな暮らしに繋げるプロジェクトを構築し、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー等の普及・啓発に資する。

2 業務の概要

（1）業 務 名 宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務

（2）業 務 内 容 別紙1「宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託仕様書(企画提案用)」(以下「仕様書」という。)のとおりに

（3）契 約 期 間 契約締結日から令和7年3月14日まで

（4）予 算 概 要 委託料の上限額 34,254,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
なお、この金額は、契約(予定)金額を示すものではない。

（5）契約保証金 免除

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

（1）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ、納税義務者に

あつては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国、都道府県及び市町村の発注による、同種業務又は類似業務を誠実に履行(施行中を含む。)していること。

※ (1)から(4)については、連携協力企業等(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

4 参加手続

本プロポーザルの資格審査を受けようとする者は、次のとおり必要な書類等を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式 1)
- イ 会社概要関係書類(様式 2)※パンフレット等があれば添付すること。
- ウ 業務実績調書(様式 3)※業務実績を補足する資料(契約書、成果品等)を添付すること。

(2) 提出部数 1 部

(3) 提出期限 令和 6 年 6 月 10 日(月)午後 5 時まで

(4) 提出場所 「14 問合せ先」のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

(6) 参加資格の確認等

3 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、その可否について参加資格審査通知書を発送する。なお、参加資格を満たしていると判断した者には、本市が令和 4 年度に実施した「宮津市再生可能エネルギー普及・活用調査業務報告書」及び令和 5 年度に実施した「宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務」のうち、本プロポーザルに該当する箇所の電子データを電子メールにて送信する。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を期限までに提出すること。

- ア 企画提案書(「6 企画提案書について」を参照)
- イ 配置予定技術者経歴書(様式 4)
- ウ 提案見積書(様式 5-1)
- エ 費用内訳書(様式 5-2)
- オ 結果通知発送用等の返信用封筒(1 枚)(宛名記入、切手貼付)

(2) 提出部数 各 10 部(原本 1 部、副本(コピー可) 9 部)(オを除く。)

※企画提案書については、CD-R 又は DVD-R を用いて電子データを合わせて提出すること。

(3) 提出期限 令和 6 年 6 月 19 日(水)午後 5 時まで

(4) 提出場所 「14 問合せ先」のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

6 企画提案書について

(1) 企画提案書の概要

仕様書に記載する業務内容をより効果的に達成するための提案を行うもの。

(2) 形式

用紙は A 4 判又は A 3 判折り込みとし、任意様式とする。

(3) 企画提案書の構成

企画提案書は、本事業のこれまでの経過、実現性、具体性、効果性に留意し、別紙1「仕様書」に基づき、次の事項を記載すること。

ア 仕様書に記載の業務について、記載内容を具現化するための具体的な調査項目・計画内容・調査実施方法等並びに当該プロジェクトの次年度以降の展開イメージを具体的に記述すること。

イ 仕様書に記載されていないが、本市に有益と思われる独自提案があれば記載すること。

(4) その他

業務提案書において別途費用を必要とする内容がある場合には、必ずその旨を明記し、概算費用を提示すること。明示のない場合又は不明確な場合は、提案見積金額内とする。

7 質疑応答等

参加申込書及び企画提案書の提出について質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。質疑に対する回答は、参加表明書を提出している全ての者に対し、随時電子メール又はファクシミリにより回答する。

なお、提出期間後の質疑には応じないので、留意すること。

(1) 提出書類 質疑書(様式6)

(2) 提出期間 令和6年5月29日(水)から令和6年6月14日(金)までの土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出

(4) 提出場所 「14 問合せ先」のとおり

8 事業者の選定

(1) 審査・選定方法

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別紙3「審査基準」に基づき審査を行い、最も高い評価を得たものを優先交渉権者として選定する。ただし、各項目に基準点を設定し、最も高い評価を得た者の総得点が60点に満たない場合、優先交渉権者としての選定を見送る。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを順次個別に行う。

イ プレゼンテーション等については、Zoomを使用して実施する。

ウ プレゼンテーション等の説明者は5名以内とする。

エ プレゼンテーション等の実施日時は、参加資格審査通知書により通知する。

オ ZoomのURL、ログインID及びパスワードについては、別途、電子メールにて連絡する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての者に対し書面により通知する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

選定した優先交渉権者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、速やかに契約を締結する。なお、合意しなかった場合は、次順位の事業者を新たな交渉権者として協議を行う。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払とする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

- (4) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条例に違反した場合
- (5) 提案見積金額が 2 (4) に定める委託料の上限額を超えた場合
- (6) 本市が示す仕様を満たさないと認められる提案を行った場合
- (7) 他の参加者と提案内容などについて相談を行った場合
- (8) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

11 留意事項

本業務に参加するに当たり、次の事項に留意すること。

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び宮津市情報公開条例(平成 12 年条例第 56 号)に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

12 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
参加資格審査	令和 6 年 5 月 29 日(水)から 令和 6 年 6 月 10 日(月)午後 5 時まで
質疑書の提出	令和 6 年 6 月 14 日(金)午後 5 時まで
企画提案書等の提出	令和 6 年 6 月 19 日(水)午後 5 時まで
プレゼンテーション等	令和 6 年 6 月 26 日(水)(予定) (正式日時は企画提案書等の提出後に通知)
審査結果の通知	令和 6 年 6 月 27 日(木)(予定)
契約締結	令和 6 年 6 月 28 日(金)(予定)

13 その他

- (1) 本市が参加を認めた後に辞退しようとする場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- (2) 企画提案書及び提案見積書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 参加手続及び企画提案書提出後、それぞれに係る関係書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合は、この限りではない。
- (4) 本プロポーザル及びプレゼンテーションの実施に当たり、本市から追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に関する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位とする。

14 問合せ先

宮津市 市民環境部 市民環境課 環境衛生係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1(本館 1 階)

【TEL】0772-45-1617

【FAX】 0772-25-1691

【e-mail】 eisei@city.miyazu.kyoto.jp

＊ ＊ ＊

宮津市公告第 46 号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 5 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

＊ ＊ ＊

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第12号

令和 6 年第 7 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 14 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和 6 年 5 月 20 日 (月) 午後 9 時 00 分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ (4 階応接会議室)

＊ ＊ ＊

宮津市教育委員会告示第13号

宮津市部活動検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市部活動検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 宮津市立中学校 (以下「学校」という。) の部活動 (以下「部活動」という。) について、持続可能で適切な在り方を検討するため、宮津市部活動検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議又は検討する。

- (1) 持続可能で適切な部活動の在り方に関すること。
- (2) 部活動の指導の指針に関すること。
- (3) 部活動の指導における外部人材の活用に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ団体の代表者
- (2) 文化団体の代表者
- (3) 学校の関係者

(4) 学校の生徒の保護者の代表者

(5) 行政機関の職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会

宮津市選挙管理委員会告示第7号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

285人

宮津市選挙管理委員会告示第8号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

4,747人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第9号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

2, 3 7 4 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第10号

令和6年9月1日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年6月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

登録を行う日 令和6年9月2日

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和6年5月7日

宮津市農業委員会
会 長 関 野 掲 司

1 日 時 令和6年5月14日(火) 午前9時30分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第16号 非農地証明交付申請の承認について

議案第17号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について

議案第20号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について